



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

申15号・新潟運輸区における磐越西線の 安全教育の在り方に関する緊急申し入れ 団体交渉 動画による線見で安全を守るが

新潟地本は3月30日に、申15号・新潟運輸区における磐越西線の安全教育の在り方に関する緊急申し入れの団体交渉を行いました。車掌が新たな線区を乗務するにあたり、現物や現物を一度も確認せずに動画視聴のみで単独乗務を行うとした教育について5項目にわたって交渉を行いました。

新潟運輸区で行われている磐越西線の教育方法について、新潟支社の見解を質し、必要な教育・訓練は実施していくとの回答を受けました。

「必要な教育・訓練」とは何かを質すと支社側は、動画などのWeb研修、シミュレーター、駅配線図などの資料、アンケートであり、シミュレーターの映像を加工した映像と紙ベースの資料を使い、各駅の要注意点などの伝達を行ったと回答しました。Web動画での教育と

新潟地方本部
エルダー協議会
第2回定期総会
2023年5月14日(日)
13時00分より
万代市民会館多目的ホール



ことは承知しているとしても、初め乗務する時には不安が生じるものであるとの考えを示しました。同じ磐越西線に乗務する会津若松運輸区の乗務員は線見を行っていることから、動画での教育は全社的なものかを質すと、新潟支社で考え実施しているとしていました。動画での教育について現場長が「苦渋の決断」と



新たな線区に乗務する社員に対する教育において熟知して欲しいポイントや質すと、車掌として特に覚えて欲しいのは駅の形状等であるとしました。相互運用の社員が見習いをしていない線区に乗り入れる場合にも、動画だけで乗務するの考えを問うと、動画での教育・訓練として行く可能性はありえるとしていました。動画教育で安全は確保できる考えか回答を迫る

言っていたことを指摘し、新潟運輸区の車掌の要員不足が実施理由ではないのかを質しました。支社側は、現場長の意向は分からないとした上で、要員の逼迫は承知しているが、線見を行わず動画による教育とした理由は要員ではないとしました。今後動画での教育とするのかを質すと支社側は、あくまで新潟運輸区の車掌に関するものであり、新規養成や他区所からの転入者に対する考えとは別であるとした一方で、今回の教育方法で良ければ線見は無くしていく考えであるとしました。

新しい線路において見極めは行わず、あくまで乗務できるかの判断だけであるという判断が超勤と判断されました。自己申告と管理者判断で2時間超の超勤も新たな線区に乗務する際には、当該線区を熟知した乗務員等による直接の指導により、実際の線路、設備及び機器を用いて教育を行うよう求めました。必要な教育・訓練は実施していくと回答した支社側に対して、線見と動画のどちらが理想かを質すと、支社としても理想的な教育は線見であるとしながらも、新たな働き方やロスを考えたと同時に、動画であれば体感的や風景的なものも把握できるとの考えを示しました。今後、線見は行わずに動画で教育するのかを問うと支社側は、必ずしも全てWeb動画とする考えではなく、線見で体感できることもあったとした上で、どちらが良い悪いという事ではなく色々な選択肢を増やしたとして、教育環境を整えていくとの考えを示しました。

動画を視聴した時間について、一律2時間として勤務時間が整理されたことから、教育に要した時間は座学やWeb、動画視聴などの方法に関わらず、全て労働時間とするよう求めました。地本側は、2時間だけでは動画の視聴で終わってしまう、他の資料等を参照

新たな線区に乗務するにあたり、線見の考え方が変わったのかを質すと支社側は、動画という選択肢を増やしたという認識であり、考え方は変わっていないと回答しました。新たな線区に乗務する社員に対する教育において熟知して欲しいポイントや質すと、車掌として特に覚えて欲しいのは駅の形状等であるとしました。相互運用の社員が見習いをしていない線区に乗り入れる場合にも、動画だけで乗務するの考えを問うと、動画での教育・訓練として行く可能性はありえるとしていました。動画教育で安全は確保できる考えか回答を迫る

今年3月に実施したダイヤ改正で新幹線統括本部は、乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。

乗務員運用行路表に「乗務員・企画業務」を目的とした「その他時間」を初めて指定しました。この取り扱いについて中央本部は3月10日・16日の2日間をわたり、新幹線統括本部と幹申4号の団体交渉を行いました。交渉では「その他時間」について、「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示ではない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しましたが、就業規則を逸脱した運用が行われる危険を払しょくするには至りませんでした。乗務員運用行路表における「その他時間」については、将来にわたり正しく社員が理解し、就業規則にもとづき正確に運用していただく必要があります。